

第4章 教育課程編成に関する一問一答

この章では、第3章までで触れなかった教育課程編成に関する留意事項について、一問一答形式でまとめています。

[総則]

1 「ショートホームルーム」や「朝の会」は、ホームルーム活動の時数に加えることができますか。

[回答]

学習指導要領総則解説に、「各学校においては、毎日の授業の前後に『ショートホームルーム』や『朝の会』、『帰りの会』等の名称をもって、ホームルームごとに時間が設定される場合が少なくなく、また、その教育的効果も高いと考えられるが、これらの時間における活動は、ホームルーム活動と密接な関連をもちながらも、ホームルーム活動そのもののねらいの達成をめざすものではないので、学習指導要領で定めるホームルーム活動の時間とは区別されるもの」とあることから、「ショートホームルーム」や「朝の会」をホームルーム活動の時数に加えることはできません。

[総則]

2 「総合的な探究の時間」の実施による特別活動の代替について具体的に代替が認められるものはどのようなものですか。また、文化祭などの行事は、総合的な探究の時間として実施できますか。

[回答]

「総合的な探究の時間」において、総合的な探究の時間と特別活動の両方の趣旨を踏まえた自然体験活動やボランティア活動等を実施した場合に、特別活動の代替が認められます。

また、文化祭などの行事については、総則解説に、「例えば、補充学習のような専ら特定の教科の知識及び技能の習得を図る学習活動や、体育祭や文化祭のような特別活動の健康安全・体育的行事、文化的行事の準備などを総合的な探究の時間に行うことは、総合的な探究の時間の趣旨になじまない」とあることから、文化祭を「総合的な探究の時間」として実施することは認められません。

[総則]

3 外国の高等学校に留学していた生徒について、外国の高等学校における履修により、日本の高等学校の単位として認められるのは何単位までですか。

[回答]

外国の高等学校に留学した場合、36単位を限度として我が国の高等学校の単位として認めることができます（学校教育法施行規則第93条第2項）。

なお、留学をした場合でも、必履修教科・科目の履修は必要となります。この場合、留学中の学習について、必履修教科・科目と照合して個別に履修状況を確認することが基本であり、その際、外国における学習のみで不足していると考えられる内容については適切に補うために、添削指導や補充指導等を活用することが必要です。

[総則]

4 各教科等の「見方・考え方」とは何ですか。

[回答]

各教科等の「見方・考え方」とは、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方です（25～26ページ参照）。

また、各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものです。深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になります。

[総則]

5 コミュニティ・スクールでは、新しい教育課程編成の際、具体的にどのような取組が考えられますか。

[回答]

学校運営協議会では、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することが求められていることから、育てたい生徒像 → 学校教育目標 → 教育課程編成上の基本的な考え方を学校運営協議会で協議、意見聴取、承認することが考えられます。

また、地域社会等での教育活動に取り入れたいアイデア出しなどを行うことも考えられます。

[総則]

6 コミュニティ・スクールとして、新しい教育課程に基づく教育活動において、どのようなことに留意をすればよいですか。

[回答]

適宜、主な教育活動について報告するとともに、その評価について協議をすることも考えられます。

また、具体的な学校教育を展開する中で可能となる学校支援、地域貢献などについて協議をすることも考えられます。

[国語]

7 国語の必履修科目に履修の順序はありますか。

[回答]

必履修科目「現代の国語」と「言語文化」の2科目に、履修の順序はありません。ただし、2年次から選択科目を履修する場合、この2科目を1年次に同時に履修する必要があります。

[国語]

8 必履修科目の「現代の国語」と「言語文化」を、それぞれ1単位ずつ2年間にわたって履修させることはできますか。

[回答]

可能ですが、2年間にわたる分割履修になると、週に1時間の授業となり、指導の効果が薄くなるため、分割履修することで、同一年次で履修する場合と比べて同等以上の効果が期待できるよう、計画する必要があります。

[国語]

9 必履修科目である「現代の国語」と「言語文化」の違いは何ですか。

[回答]

「現代の国語」は、実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力を育成する科目として設定されています。特に、実社会における国語による諸活動と「話すこと・聞くこと」、「書くこと」の領域が深い関係にあることを考慮し、実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力を育成する科目となります。

「言語文化」は、上代から近現代に受け継がれてきた我が国の言語文化への理解を深める科目として設定されました。古典を含む言語文化としての国語の理解を深める科目となります。

[国語]

10 必履修科目「現代の国語」「言語文化」において、近現代の文学作品を扱う機会がありますか。

[回答]

「現代の国語」で扱う教材は「現代の社会生活に必要とされる論理的な文章及び実用的な文章」であるため、近現代の文学作品は扱いません。

「言語文化」では「我が国の伝統と文化や古典に対する近代以降の文章を取り上げること」とされ、古典を翻案したり素材にしたりした小説や物語、詩歌など、近現代の文学作品を扱うことができます。

[国語]

11 現代の社会生活にも必要とされる「実用的な文章」とは何を指しますか。

[回答]

「実用的な文章」とは、一般的には、実社会において、具体的な何かの目的やねらいを達するために書かれた文章のことであり、報道や広報の文章、案内、紹介、連絡、依頼などの文章や手紙のほか、会議や裁判などの記録、報告書、説明書、企画書、提案書などの実務的な文章、法令文、キャッチフレーズ、宣伝の文章などが挙げられます。また、インターネット上の様々な文章や電子メールの多くも、実務的な文章の一種と考えることができます。論理的文章と合わせて、事実に基づき虚構性を排したノンフィクションの文章であると言えます。

この「実用的な文章」は、国語の新科目では「現代の国語」「論理国語」「国語表現」で取り上げられています。

[国語]

12 「古典探究」は現行の「古典A」のようなイメージと捉えてよいでしょうか。

[回答]

このたびの科目編成により設定された6科目は、すべて新設です。

「古典探究」は、現行の「古典A」が目標としている我が国の伝統的な言語文化に親しむということと、現行の「古典B」が目標としている読む能力を養うということを兼ね備えた内容となっており、そうした意味から、「古典探究」は、「古典A」と「古典B」を含めたイメージであると言えます。

ここに探究の視点が加わり、古典を主体的に読み深めることを通して、伝統と文化の基盤としての古典の重要性を理解し、古典の意義や価値について探究する選択科目として設定されています。

[地理歴史]

13 地理歴史科の必修科目である「地理総合」「歴史総合」に、履修の順序はありますか。

[回答]

「地理総合」と「歴史総合」の履修の順序は、特に定められていません。

[地理歴史]

14 「地理総合」と「歴史総合」の両方を履修しないと、「地理探究」「世界史探究」「日本史探究」を履修することはできないのですか。

[回答]

「地理総合」と「歴史総合」の両方を履修しなければ、選択科目が履修できないというわけではありません。選択科目「地理探究」は必履修科目「地理総合」の履修後に、「日本史探究」「世界史探究」は必履修科目「歴史総合」の履修後に、それぞれ履修することができます。

[地理歴史]

15 「地理探究」「日本史探究」「世界史探究」は、それぞれ「地理B」「日本史B」「世界史B」が名称変更されたという認識でよいでしょうか。

[回答]

名称が変更され、内容は従前と変わらないというわけではありません。

「地理探究」「日本史探究」「世界史探究」は、生徒一人ひとりを生涯にわたって探究を深める未来の創り手として育むという観点から、生徒自身の興味・関心を踏まえて学ぶ選択科目として新設されました。

「地理探究」については、「地理総合」の学習を前提に、地理の学びを一層深め、生徒一人ひとりが「生涯にわたって探究を深める」その端緒となるように構成されています。

「日本史探究」は、「歴史総合」を踏まえ、従前の「日本史A」「日本史B」のねらいを発展的に継承しつつ、我が国の歴史の展開について総合的な理解を深め、各時代の展開に関わる概念等を活用して多面的・多角的に考察し、歴史に見られる課題を把握し、地域や日本、世界の歴史の関わりを踏まえ、現代の日本の諸課題とその展望を探究する力を養うことをねらいとしています。

「世界史探究」については、「歴史総合」の学習を踏まえ、従前の「世界史A」「世界史B」のねらいを発展的に継承しつつ、諸地域の歴史的特質の形成、諸地域の交流・再編、諸地域の結合・変容という構成に沿って、世界の歴史の大きな枠組みと展開について理解を深め、地球世界の課題とその展望を探究する力を養うことをねらいとしています。

[数学]

16 「数学A」の三つの内容を全て履修するとき、必要な単位数を教えてください。

[回答]

「図形の性質」「場合の数と確率」及び「数学と人間の活動」の三つの内容を全て履修するときは、3単位程度要します。3単位で三つの内容を履修することが一般的に考えられますが、2単位で三つの内容を履修する、4単位で三つの内容を履修するなど生徒の実態に応じて単位数を定めてください。

[理科]

17 現行学習指導要領では、各科目の大項目ごとに「探究活動」が設定されていますが、新学習指導要領では「探究活動」がなくなっています。新学習指導要領の理科においては、「探究活動」は行わなくてよいのですか。

[回答]

新学習指導要領では、各科目の大項目ごとに「探究活動」が設定されてはいませんが、各項目の中で、観察、実験などを通して探究する学習活動を一層充実させることが求められます。

各小項目の内容に関する記載が、現行学習指導要領の「～について理解すること」から、新学習指導要領の「～に関する観察、実験などを行い、～を見いだして理解すること」等になったことから、日頃の授業において探究する学習活動に取り組みさせることの重要性がうかがえます。

なお、探究的な学習活動の例示が新学習指導要領解説に示されていますので、参考にしてください。

[理科]

18 改訂に当たっての基本的な考え方の一つとして、「理科を学ぶことの意義や有用性の実感及び理科への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視した」ことが示されていますが、このことを受け、理科の内容はどのように変わったのですか。

[回答]

例えば、人間生活との関連を重視する観点から、「科学と人間生活」に小項目「ヒトの生命現象」が新設されたこと、日常生活や社会との関連を重視する観点から、「化学基礎」に中項目「化学が拓く世界」が、「生物」に小項目「生態系と人間生活」が新設されたことが挙げられます。

[理科]

19 小項目の内容の文末表現には、「～を理解すること」「～を見いだして理解すること」「～を～と関連付けて理解すること」及び「～を認識すること」といったものがありますが、それぞれにはどのような意味があるのですか。

[回答]

「～を理解すること」とは教員がある程度導くことによって生徒が理解すること、「～を見いだして理解すること」とは生徒自身が関係性や規則性などに気付き、理解すること、「～を～と関連付けて理解すること」とは生徒自身が“あること”と他の“あること”とを関連付けて理解すること、「～を認識すること」とは生徒自身が複数の理解する内容から物事の本質や意味を理解することを意味しています。

[理科]

20 「生物基礎」では200語程度から250語程度まで、「生物」では500語程度から600語程度までの重要用語を中心に扱うこととされていますが、これを超えて扱うことはできないのですか。

[回答]

「主要な概念を理解させるための指導において重要となる200語程度から250語程度まで（500語程度から600語程度まで）の重要用語」以外の用語に触れることを否定するものではありません。

なお、扱う用語は、生徒の実態に応じて教科書等の教材を参考に各学校において判断することとなります。

[保健体育]

21 「B 器械運動」から「G ダンス」までの領域及び運動種目等については、「学校や地域の実態及び生徒の特性や選択履修の状況等を踏まえるとともに、安全を十分に確保した上で、生徒が自由に選択して履修することができるように配慮するものとする」とありますが、各学校における領域の選択や領域の内容の選択とその学習に対する基本的な考え方はどのようなものですか。

[回答]

「学校や地域の実態」とは、地域の特色、学校の立地条件や気候条件、学校や地域の体育施設や用具等の実態を示しています。

「生徒の特性や選択履修の状況等」とは、生徒の技能・体力の程度や運動経験、生徒の興味や関心並びに中学校における領域や領域の内容の選択履修の状況を示しています。

「安全を十分に確保した上で」とは、運動種目等の選択の際、生徒の希望に応じて複数の種目などを同時展開で実施する際には、安全管理上の視点からも、事故防止を徹底するとともに、災害や事故発生時に速やかな指示ができる範囲で授業を展開することが必要であることを示しています。

「生徒が自由に選択して履修する」とは、小学校から高等学校までの12年間を見通した発達の段階のまとまりを踏まえ選択の仕方について示していることから、内容として示している領域については、生徒が自ら選択することができるよう配慮することが求められます。

[保健体育]

22 体づくり運動の授業時数を各学年次で7～10単位時間程度配当することとなっていますが、時間数に幅があるのはなぜですか。

[回答]

授業時数が2単位の学年については7単位時間以上とし、3単位の学年については10単位時間を目安として配当することを示しています。

[保健体育]

23 体育理論の授業時数は各年次で6時間以上を配当することとなっていますが、6時間を連続して割り振らなければならないのですか。

[回答]

各年次6単位時間以上としたのは、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて事例などを用いたディスカッションや課題学習などを各学校の実態に応じて取り入れることができるように配慮したためです。

この6時間の割り振り方は、1時間ずつ割り振る方法や、単元が変わるところで2時間ずつ割り振る方法、前半の3時間、後半の3時間に分けて割り振る方法、3学期制であれば3回に分けて割り振る方法など、単元として計画的に割り振って実施するのであれば、分割であろうと連続であろうと構いません。

[芸術]

24 新設された〔共通事項〕とは何ですか。

[回答]

〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質や能力です。そのみを取り上げて題材にするものではなく、表現及び鑑賞の指導を通して一体的に育成される資質・能力です。

[外国語]

25 新学習指導要領には、現行学習指導要領の「英語会話」に相当する科目はありますか。

[回答]

「英語会話」に相当する科目はありません。「英語会話」の内容は、新設科目である「英語コミュニケーションⅠ～Ⅲ」及び「論理・表現Ⅰ～Ⅲ」の内容に整理統合されています。

[外国語]

26 主として英会話を扱う科目を学校で独自に設定する際に、留意すべき点は何ですか。

[回答]

新学習指導要領外国語科の目標を踏まえ、「話すこと」に留まらず、情報や考え、気持ちなどを即興で、あるいは理由や根拠とともに話して伝える活動、話した内容を整理して文章で書いたり、それについて質疑応答をしたり、意見や感想を伝え合う活動等を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を総合的に育成するよう留意してください。

[外国語]

27 主として英文読解を扱う科目を学校で独自に設定する際に、留意すべき点は何ですか。

[回答]

新学習指導要領外国語科の目標を踏まえ、「読解」に留まらず、必要な情報を読み取り、書き手の意図を把握する活動や、読み取った内容を話したり書いたりして伝え合う活動等を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を総合的に育成するよう留意してください。

[外国語]

28 主として英文法を扱う科目を学校で独自に設定する際に、留意すべき点は何ですか。

[回答]

新学習指導要領外国語科の目標を踏まえ、「文法」に留まらず、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などを設定した上で、それぞれの言語活動に必要な文法事項を提示し指導することで、実際のコミュニケーションにおいて適切に活用できる技能を身に付けられる科目となるよう留意してください。

[家庭（共通教科）]

29 「家庭基礎」「家庭総合」のどちらの科目においても、「C 持続可能な消費生活・環境」を第1学年又は第2学年のうちに履修することは、あくまでも原則ですか。

[回答]

今回、文部科学省から履修学年については、「C 持続可能な消費生活・環境」を第1学年又は第2学年のうちに履修するよう通知されました。平成30年（2018年）6月の民法の改正により令和4年（2022年）4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなることから、社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、こうした消費生活に関わる内容についてより一層の指導の充実を図ることが必要であることから、1学年又は第2学年のうちに履修することが適切と言えます。

[情報（共通教科）]

30 「各科目は原則として同一年次で履修させること。」とありますが、あくまでも原則ですか。

[回答]

「情報Ⅰ」は、共通必修履修科目として、「情報Ⅱ」は、発展的な選択科目として高等学校段階における情報教育の内容として構成される標準単位数2単位の科目です。これらの各科目の履修に当たっては、実習などの実践的・体験的な学習活動を通して各科目の目標を達成するように配慮し、指導の効果を高めるためには、複数年次にわたって分割し各年次1単位で履修させるよりも、同一年次で集中的に2単位を履修させた方がより情報活用能力の定着に効果的です。

このため、「情報Ⅰ」及び「情報Ⅱ」を教育課程に位置付ける際は、各科目は原則としてそれぞれを同一年次に位置付けるようにしてください。

ただし、学校で柔軟に教育課程編成を行うため「原則として」という条件が付されています。したがって、分割履修することで、同一年次で履修する場合と比べて同等以上の効果が期待できる場合は、分割履修が認められることも考えられますが、単なる教育課程上の数合わせ的な分割履修は認められません。

[情報（共通教科）]

31 「情報Ⅰ」を2年次又は3年次に履修させてもよいでしょうか。

[回答]

学習指導要領には履修学年は明記されていませんが、教科として身に付けたい力である情報活用能力や情報モラルは早い段階で身に付け、その力を他の教科・科目等の学習においても活用することが必要です。このため、これまでも、本県では1年次に履修するよう方針を示してきたところです。

[理数（共通教科）]

32 「理数探究基礎」又は「理数探究」を履修すれば、「総合的な探究の時間」の履修の一部又は全部に替えてよいでしょうか。

[回答]

「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、「総合的な探究の時間」と同様の成果ができる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって「総合的な探究の時間」の履修の一部又は全部に替えることができます。

つまり、代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされていることから、「理数探究基礎」又は「理数探究」を履修した成果が、「総合的な探究の時間」の目標等からみても満足できる成果が期待できることが必要で、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって、自動的に代替が認められるものではないことに留意してください。

[家庭（専門教科）]

33 保育に関する基礎的な内容により構成される「保育基礎」を履修させた後に「保育実践」を履修させることが望ましいとありますが、「保育実践」及び「保育基礎」を同時に履修することはできますか。

[回答]

「保育実践」は「保育基礎」を履修した後に履修することが望ましいと履修の順序性が示されています。

保育に関する基礎的な内容により構成される「保育基礎」においても、子どもと触れ合う具体的な方法を学ぶことで、より実践的な活動ができるよう改善を図っています。「保育実践」及び「保育基礎」を同時に履修するよりも、「保育基礎」の学習内容が充実するように工夫する方法もあります。

[看護]

34 看護においては、どの科目を履修することによって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができますか。

[回答]

看護に関する学科では、例えば、「基礎看護」「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」「小児看護」「母性看護」の履修により「保健」や「家庭総合」等の履修に代替することができます。

また、「看護情報」の履修により「情報Ⅰ」の履修に代替することも可能です。

ただし、全部代替する場合、「看護情報」の履修単位数は、2単位以上でなければならないこととなります。

[体育（専門教科）]

35 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じて指導内容や指導方法を変更してよいでしょうか。

[回答]

体育科の目標や内容を踏まえ、指導内容の変更や活動の代替を安易に行うことがないように留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要があります。

生徒の障害の種類と程度を家庭、専門医等と連絡を密にしながら的確に把握し、生徒の健康・安全の確保に十分留意するとともに、個別の課題設定をするなどして学习上又は生活上の困難を改善・克服するための学習に配慮したり、教材、練習やゲーム及び試合や発表の仕方等を検討し、障害の有無にかかわらず、参加可能な学習の機会を設けたりするなどの生徒の実態に応じたきめ細やかな指導に配慮することが大切です。

[体育（専門教科）]

36 学外の認定資格等と関連付けるなど、より専門的かつ実践的な知識及び技術の習得が図られるようにするにはどのようなことですか。

[回答]

「スポーツ総合演習」などで、地域社会との連携を図り、学外の認定資格等（協会の審判員資格、段級位資格、救急救命の資格など）の取得と関連付けるなど、より専門的かつ実践的な知識及び技術の習得が図られるようにすることが大切です。

なお、学外の認定資格等の取得については、高等教育段階にある専門教育としての単位認定の妥当性について各学校で基準等を設ける必要があります。

また、効果的な学習成果が得られるよう関係団体や大学などとの連携を図るとともに、学内での事前指導や事後指導の充実に取り組むことが大切です。

[体育（専門教科）]

37 「スポーツ総合演習」の中で、「スポーツ概論」を扱うという形をとることは認められますか。

[回答]

「スポーツ概論」は、設定された単元の確実な習得が求められており、「スポーツ総合演習」では、全ての科目の学習を基礎として自由なテーマを設定し探究する学習が求められることから、認められません。

内容の異なる科目を読み替えることは、「体育科」の履修要件を満たさなくなり、未履修となります。

[英語（専門教科）]

38 科目の目標について、「ディベート・ディスカッション」においては「話すこと [やり取り] のみが、「エッセイライティング」においては「書くこと」のみが示されていますが、他の技能は扱われないのですか。

[回答]

いずれの科目も、外国語科の「論理・表現」の内容を発展させたものであることに鑑み、目標が設定されていない技能についても適宜扱うことが求められます。例えば、ディベートをする際には、事前に自分の意見を原稿にまとめたり、聞き手に伝わるように発表したりする技能を身に付けておくことが必要であり、書く活動をする際には、事前にグループ内で英語による意見発表や意見交換を行い、書く内容に客観性をもたせるなどの工夫が必要です。

[英語（専門教科）]

39 新学習指導要領には、現行学習指導要領の「英語理解」や「異文化理解」、「時事英語」に相当する科目はありますか。

[回答]

いずれの科目についても、新学習指導要領において相当する科目はありません。それらの内容は、新設科目である「総合英語Ⅰ～Ⅲ」、「ディベート・ディスカッションⅠ～Ⅱ」及び「エッセイライティングⅠ～Ⅱ」の内容に整理統合されています。

[英語（専門教科）]

40 主として英文読解を扱う科目を学校で独自に設定する際に、留意すべき点は何ですか。

[回答]

新学習指導要領英語科の目標を踏まえ、「読解」に留まらず、必要な情報を読み取り、書き手の意図を把握する活動や、読み取った内容を話したり書いたりして伝え合う活動等を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を総合的に育成するよう留意してください。

[英語（専門教科）]

41 主として異文化や時事問題を扱う科目を学校で独自に設定する際に、留意すべき点は何ですか。

[回答]

新学習指導要領英語科の目標を踏まえ、4技能5領域それぞれの言語活動及びそれらを結び付けた統合的な言語活動が行われる科目となるよう留意してください。

[総合的な探究の時間]

42 総合的な探究の時間における授業時数の配当方法について教えてください。

[回答]

総合的な探究の時間は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算した標準授業時数を確保し、実施しなければなりません。つまり、卒業までに、3～6単位に見合う標準授業時数105～210単位時間を確保し、実施する必要があります。

実施に当たっては、各教科・科目等の授業のように、一定の時数を週ごとに割り振り、年間35週行う方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法もあります。

卒業までの各年次の全てにおいて実施する方法のほか、特定の年次において実施する方法もあります。

なお、必ず学校での授業時間数に組み込むことが必要であり、単にレポートの提出や長期休業中の課題等として済ませることはできません。

[総合的な探究の時間]

43 総合的な探究の時間で行われる探究と、「古典探究」「地理探究」「日本史探究」「世界史探究」「倫理」及び「政治・経済」で行われる探究との違いは何ですか。

[回答]

総合的な探究の時間で行われる探究は、以下の三つの点において他教科・科目において行われる探究とは異なります。

- 1 特定の教科・科目等に留まらず、横断的・総合的な点
- 2 複数の科目・教科等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせて探究するという点
- 3 解決の道筋がすぐには明らかにならない課題や、唯一の正解が存在しない課題に対して、最適解や納得解を見いだすことを重視しているという点

[特別活動]

44 総則及び特別活動において、「ホームルーム経営の充実を図る」とあります。どのような点に留意すればよいですか。

[回答]

生徒理解に基づく教員と生徒との信頼関係や、生徒同士の信頼関係が重要です。

また、ホームルーム活動が、生徒の自発的、自治的な活動となるよう、教員が支援することが大切です。

さらに、ホームルーム経営と学年経営は相互に補完し合い、高め合っていく関係にあることから、教員が互いの役割や考えを尊重し協力し合うことも大切です。

[特別活動]

45 「ガイダンス」と「カウンセリング」の趣旨を踏まえた指導において、どのような点に留意すればよいですか。

[回答]

ガイダンスは、主に集団の場面で、必要とされる同質的な指導を全員に行う教育活動であり、カウンセリングは、個々の生徒が抱える課題に対して、その課題を受け止めながら、主に個別指導により、個々の生徒の必要度に応じて行う教育活動です。

ガイダンスとカウンセリングは、課題解決のための指導の両輪であるため、適切な時期・場面において、相互に関連させながら計画的に行う必要があります。

[移行措置]

46 平成31年度（2019年度）から実施される移行措置並びに移行期間中における学習指導等について教えてください。

[回答]

新高等学校学習指導要領への円滑な移行のため、移行期間（平成31年（2019年）4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間）においては、教科書等の対応を要しない場合など可能な範囲で、新高等学校学習指導要領による取組を実施することとなっています。

特に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することをめざす新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導する必要があります。移行措置及び移行期間中における学習指導等内容は以下の通りです。

1 総則

- 新高等学校学習指導要領によることが適さない事項を除き、新高等学校学習指導要領によること
- 新高等学校学習指導要領によるもの（主なもの）
 - ・ 生きる力を育むための資質・能力の三つの柱を踏まえた教育活動の充実
 - ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
 - ・ 生徒の発達を支える指導の充実、特別な配慮を必要とする生徒への指導
 - ・ カリキュラム・マネジメント
 - ・ 道徳教育

2 各教科等

(1) 総合的な探究の時間及び特別活動

- 総合的な探究の時間
 - ・ 平成31年度（2019年度）入学生から年次進行で実施
 - ・ 各学校における教育目標に基づいて設定した各学校に定める総合的な探究の時間の目標を踏まえ、その目標を実現するにふさわしい探究課題を設定して、よりよく課題を解決にするために、教科横断的に質の高い探究活動を実施
- 特別活動
 - ・ 平成31年度（2019年度）から全面实施
 - ・ ホームルーム等での話し合い活動を充実する中で、集団における合意形成と自己による意思決定の学習過程を重視することで、目標に掲げる資質・能力の育成を図る。

(2) 指導内容の変更などにより特例を定める教科

- 地理歴史，公民
新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用
 - ・ 日本固有の領土である竹島や北方領土については、領土の確定の歴史や現在の領土問題を取り上げる。
 - ・ その際、尖閣諸島においては、領土問題は存在しないことも扱う。
- 家庭
 - ・ 自立した消費者として行動できるよう、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みについての理解 など
 - ・ 平成30年度（2018年度）以降入学生に対して適用

(3) 新高等学校学習指導要領によることができる教科

- 保健体育
 - ・ 心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力の育成
- 芸術
 - ・ 生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力の育成
- 福祉（科目「福祉情報」を加える）
 - ・ 福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力の育成
- 体育
 - ・ 心と体を一体として捉え、健やかな心身の育成に資するとともに、生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成
- 音楽
 - ・ 音楽や音楽文化と創造的に関わる資質・能力の育成
- 美術
 - ・ 美的体験を豊かにし、美術や美術文化と創造的に関わる資質・能力の育成

(注) 特例の適用時期及び対象生徒について

- ・ 移行期間中の教育課程の特例については、基本的に、平成31年度（2019年度）以降、在籍する全ての生徒に適用
- ・ ただし、「総合的な探究の時間」に関する特例については平成31年度（2019年度）以降に高等学校に入学した生徒に限り適用し、家庭に関する特例については平成30年度（2018年度）以降に高等学校に入学した生徒に限り適用